

(主催) 特定非営利活動法人障害者地域作業所連絡協議会

2016年度 障害者事業所研修会

改正NPO法の改正内容と要対応事項を聞く

一定款の変更はどこだ、注意して対応することは何か？



< 改正の概要 >

NPO法は平成23年改正法附則において、5年おきに見直すことが定められています。

そこで、前回の改正(平成23年度)から5年が経過した平成28年度において、NPO関係団体の要望をふまえ、超党派議員によるNPO議員連盟の検討の結果、法人の設立・運営にかかわる手続について、所要の改正が行われました。改正内容は以下の通りです。

- <1> 事業報告書等の備置期間の延長(約3年→約5年)
- <2> 設立時・定款変更認証申請時の縦覧期間が1ヶ月へ短縮
- <3> 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供努力義務
- <4> 貸借対照表の公告
- <5> 【認定・仮認定】役員報酬規定等の備置期間の延長(約3年→約5年)
- <6> 【認定・仮認定】海外送金に係る事前の報告書の廃止
- <7> 【仮認定】仮認定特定非営利活動法人の名称が特例認定特定非営利活動法人へ

ここでは、上記の<1>、<4>、<5>、<6>中でも、特に法人の運営に大きく影響を与える『貸借対照表の公告方法』について、説明します。

< 貸借対照表の公告とは >

これまで、NPO法人には、組合等登記令(第3条第3項)に基づき、法務局において資産の総額変更登記が義務付けられていましたが、毎年の登記義務となることから、多くの法人にとって負担となっていました。そこで、今回の改正では、毎年の登記義務を廃止し、法人自らが貸借対照表の公告を行うことに改正されます。(平成30年10月1日施行予定)(※予定とされているのは、改正NPO法公布の日(平成28年6月7日)から起算して2年6月以内において政令で定める日とされているためです)

< 貸借対照表の公告の方法 >

貸借対照表の公告方法は、以下の4つの方法に限定されます。(NPO法第28条の2第1項)

- ① 官報に掲載する方法 (法人負担の掲載費用が発生します)
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法 (法人負担の掲載費用が発生します)
- ③ 電子公告による方法 (掲載期間は事業報告書等と同じ約5年)

※法人で所有するHPのほか、内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載という方法もあります。
内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載は掲載費用がかかりません。

- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法(掲載期間は公開後1年間)

※主たる事務所内で容易に貸借対照表が閲覧できる状態になっていることが必要です。

☆容易に閲覧できる状態とは…… 容易に書類へアクセスできる状態であれば足りず
背表紙に貸借対照表と記載したファイルを用意する等の方法が考えられます。

< 改正のポイント >

- ☆ 毎年の変更登記申請事務が軽減される一方で、NPO法人自らが貸借対照表の公告を行うこととなります。法人の負担が軽減される改正です。
- ☆ ただし、定款上、公告方法の明記が必要となるため、定款変更届出書を県NPO協働推進課へ提出する必要があります

(公告の方法)

現在定款で「この法人の公告は、この法人の掲示に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」

としている法人は、このまま定款を変更しないと、貸借対照表を官報に掲載する（法人負担の掲載費用が発生する方法）法人ということになってしまうにゃ！

長く活動されている法人程 要注意にゃ！



☆「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」とされている法人においては、今回の定款変更で、貸借対照表に係る公告方法を追記しましょう。

< 必要となる手続き 定款変更届 >

公告の方法は、NPO 法第 25 条第 6 項に規定される届出事項(縦覧期間と所轄庁の認証が不要)となりますので、法人の総会で定めることで変更をすることができます。

手続きのながれは以下の通りです。

Step1 総会の開催(定款変更の議決)⇒ Step2 県へ下記の①～③を提出 完了!!

	必要となる提出書類	部数
①	定款変更届出書	1 通
②	総会議事録の写し	1 通
③	変更後の定款	2 部 (閲覧用 1 部を含む)

重要 Point

手続きは 平成30年9月30日 までにお願ひします

貸借対照表の公告の施行予定日は平成 30 年 10 月 1 日ですので、

この施行日をもって、法務局発行の登記事項証明書から「資産の登記」の記載が無くなりますので、施行日までに貸借対照表の公告が定まっている必要があります。

平成 30 年 9 月 30 日までにお手続きをお願いいたします。

3 月末決算法人の場合は、平成 28 年度 事業報告書提出(提出期限 平成 29 年 6 月 30 日)、または平成 29 年度 事業報告書提出(提出期限 平成 30 年 6 月 30 日)の際に、あわせてご提出下さい。(平成 29、30 年のいずれかの定時総会で定款変更を決議してください)

<貸借対照表を公告する年度と時期について>

施行予定日の平成30年10月1日で、前年度の資産の総額を記載した「資産の登記」の記載が無くなり、当年度の貸借対照表が公告されるまでの間、法人の資産状況を公に示す書類が無くなることから、施行予定日の前日までに前年度の貸借対照表の公告を行うか、施行日後遅滞無く、前年度の貸借対照表を公告する必要があります。

重要 Point

☆結局のところ

資産の総額の変更登記申請はいつまでやればいいのか？



具体的に3月末決算法人の場合と、9月末決算法人の場合では下記の通りです。

【3月末決算法人の場合】

平成28年度(H29.3月末決算)資産の総額変更登記 必要

平成29年度(H30.3月末決算)資産の総額変更登記 + 貸借対照表の公告 必要

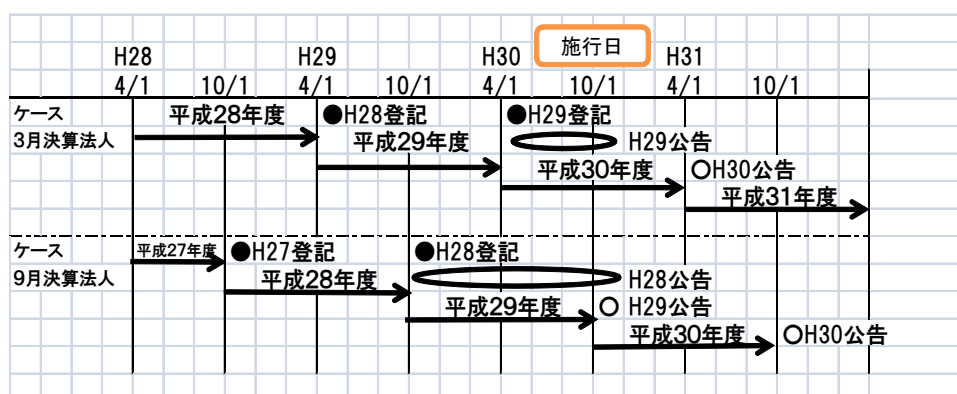
平成30年度(H31.3月末決算)貸借対照表の公告 必要

【9月末決算法人の場合】

平成27年度(H28.9月末決算)資産の総額変更登記 必要

平成28年度(H29.9月末決算)資産の総額変更登記 + 貸借対照表の公告 必要

平成29年度(H30.9月末決算)貸借対照表の公告 必要



●資産の総額変更登記時期 ○貸借対照表の公告時期

資産の総額変更登記と貸借対照表の公告を
両方やらなければいけない年があるんだにや☆



お知らせ 【組合等登記令の改正（平成29年4月1日施行）について】

☆ 組合等登記令（第3条第3項）資産の総額の登記期限が延長されました。

（改正前）事業年度終了後2ヶ月以内 ⇒ （改正後）事業年度終了後3ヶ月以内

<定款記載例>

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

【方法①】官報に掲載する方法 <掲載費用が発生します>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、官報に掲載して行う。

【方法②】日刊新聞紙に掲載する方法 <掲載費用が発生します> ~具体的な新聞紙名の記載が必要です~

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

【方法③】電子公告による方法（法人ホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト）

<<法人ホームページに掲載する場合の記載例>>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

<<内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する場合の記載例>>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

【方法④】主たる事務所の公衆の見やすい場所

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

<附則の記載例>

附 則

1 この定款は、平成 年 月 日から施行する

<附則注>

① 総会決議を行った年から貸借対照表の公告を行います。定款で貸借対照表の公告方法を定めた場合でも、平成30年10月1日までは、組合等登記令第3条第3項による資産の登記が必要です

◎ 公告方法の記載が下記の表記の皆さまへ。 下記の記載例をご参考下さい。

(公告の方法)第〇〇条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

《記載例 その1》

(公告の方法)第〇〇条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

《記載例 その2》

(公告の方法)第〇〇条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

○特定非営利活動促進法

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
 - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

○特定非営利活動促進法施行規則（内閣府令）

第1章 特定非営利活動法人

(貸借対照表の公告)

第3条の2 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

Q&A

〔法改正〕

(貸借対照表の公告方法について)

Q1 貸借対照表の公告はいつから必要ですか。また、現在定款で定めている公告方法を変える場合、いつまでに定款変更をすればよいか。

A 貸借対照表の公告に係る規定（法第 28 条の 2）の施行日（以下、「第 2 号施行日」といいます。）は、「公布の日から起算して 2 年 6 か月以内の政令で定める日」（平成 28 年改正法附則第 1 条第 1 項第 2 号）となり、NPO 法人は第 2 号施行日以後に作成する貸借対照表について公告する必要があります。

ただし、経過措置として、第 2 号施行日より前に作成した貸借対照表で直近のもの（以下、「特定貸借対照表」といいます。）についても、公告する必要があります。この場合、公告のタイミングは、①第 2 号施行日までに公告する、②第 2 号施行日以後遅滞なく公告する、のどちらかを選択していただくこととなります。

貸借対照表の公告は、定款で定めた方法により行っていただく必要がありますので、現在定款で定めている公告方法を変更する場合は、①もしくは②の特定貸借対照表の公告までに、定款を変更する必要があります。

なお、定款を変更するには社員総会での承認が必要です。

Q2 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要があるか。

A 定款を見た市民や利害関係者にとって当該 NPO 法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に定めていただく必要があります。

具体的には、③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」など具体的に記載してください。他方、URL まで定款に記載する必要はありません。

Q3 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できるか。

A 平成 28 年改正前の特定非営利活動促進法では、NPO 法人は、①債権の申出の催告（法第 31 条の 10）、②清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始（法第 31 条の 12）、③合併認証後の債権者へ合併に異議があれば期間内に述べるべきこと（法第 35 条第 2 項）、において公告することが義務付けられており、①及び②の公告は官報に掲載してすることとされています。

法第 11 条第 1 項第 14 号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されています。今回の法改正で新たに加わった貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただくこととなりますが、例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告のみを別途規定することは可能です。

Q5 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものか。

A 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」（法規第3条の2第1項）とは、要するにインターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO 法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該 NPO 法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第28条の2第1項第3号）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

現行法下では、所轄庁が行う事業報告書等の内閣府NPOポータルサイトへアップロードでは、法人が貸借対照表の公告を行ったものと認められていません。

Q6 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれるか。

A SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO 法人がLINE のトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINE は電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

Q7 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の実家の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればよいか。

A 法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該 NPO 法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。

したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

<< 問合せ先 >>

神奈川県県民局暮らし県民部NPO協働推進課 横浜駐在事務所

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

TEL (045) 312-1121 (代表) 内線2867

法務局で手続きが必要な場合について

以下のような場合には、管轄の法務局で手続きが必要になりますのでご注意ください。なお、登記に必要な書類につきましては、管轄の法務局にお問い合わせください。

■ 主たる事務所

登記をするとき	登記をする期限
設立をしたとき	2週間以内
以下の事項に変更があったとき ・目的や事業 ・名称 ・事務所の所在地 ・代表権を有する者（理事長等）の氏名や住所 ・その他、組合等登記令で定める事項	2週間以内
事業年度末日現在の資産の総額（正味財産）に変更があったとき	事業年度末日より3月以内 【H29.4.1改正 2月以内⇒3月以内】
他の登記所の管轄区域内へ主たる事務所を移転したとき （旧所在地と新所在地両方で手続きが必要）	2週間以内
解散したとき	2週間以内
合併したとき	2週間以内
清算が終了したとき	2週間以内

■ 従たる事務所

登記をするとき	登記をする期限
主たる事務所の設立に際して従たる事務所を設けた場合	主たる事務所の登記より 2週間以内
新たに従たる事務所を設けた場合	3週間以内
以下の事項に変更があったとき ・名称 ・主たる事務所の所在地 ・従たる事務所の所在地	3週間以内
他の登記所の管轄区域内へ従たる事務所を移転したとき （旧所在地と新所在地両方で手続きが必要）	（旧所在地）3週間以内 （新所在地）4週間以内

※ 上記以外にも法務局での手続きが必要な場合がありますので、詳しくは管轄の法務局までお問い合わせください。